

## 第131号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号右欄中「及び西ノ島町」を「、西ノ島町及び隠岐の島町」に改め、同表第56号右欄中「出雲市」の次に「、安来市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ隠岐の島町長のした処分その他の行為又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。